

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	屋外広告業の登録の取消し等		
根拠法令及び条項	那覇市屋外広告物条例第36条第1項及び同条第3項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市屋外広告物条例 (登録の取消し等) 第49条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1) 不正の手段により第36条第1項又は第3項の登録を受けたとき。 (2) 第39条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。 (3) 第40条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれに基づく処分に違反したとき。		
処分基準 設定年月日	平成24年12月28日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	都市計画部 都市計画課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。